

医療機関受診の際の
一部負担金免除

10月から「一部負担金免除証明書」が必要です

熊本地震により一定の被害があった益城町国民健康保険および後期高齢者医療制度加入者について、9月末までは医療機関の窓口での申告によつて一部負担金が免除されてきました。10月からは窓口には保険証と「**一部負担金免除証明書**」を提示しないと免除されませんので、10月以降、医療機関を受診する際には、必ず窓口にて提示してください。なお、「一部負担金免除証明書」は免除申請手続きをした人に送付しています。

益城町国民健康保険の方へ

国民健康保険加入世帯に対しては、8月中旬に「免除申請書」を送付しています。免除要件に該当し、町へ申請書を出した人に対しては「一部負担金免除証明書」を送付しています。

※8月中旬以降、新たに益城町国民健康保険に加入した世帯には、別途免除申請書を送付しています。

※免除の期間は、来年2月末までとなっておりませんが、期間中に75歳の誕生日を迎える人については、誕生日の前日までが免除の期間となります(75歳の誕生日からは、後期高齢者医療制度による免除となりますので、別途手続きが必要です)。

※社会保険の人は加入している職場の健康保険組合にお尋ねください。

後期高齢者医療制度加入の方へ

後期高齢者医療制度加入者は、8月末までに後期高齢者医療保険料の減免申請をした人に対して、「免除申請書」と「一部負担金免除証明書」を送付しています。免除申請書は早めに提出してください。なお、一部負担金の免除要件に該当している人で、「一部負担金免除証明書」が届いていない場合は、保険年金係までご連絡ください。

※9月以降に75歳の誕生日を迎えた人や手続きをしていない人で免除要件に該当する場合は、「後期高齢者医療保険料の減免申請」および「一部負担金免除申請」手続きが必要です。

■一部負担金の免除要件

- ① 住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした人
 - ② 主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った人
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である人
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、または休止した人
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人
- 免除の有効期間
平成29年2月28日(厚生労働省提示)

☎ 住民保険課保険年金係

☎ 286-3113

常時介護が必要な人を **在宅で介護**している人へ

介護者手当を支給します

在宅で常時介護が必要な人(被介護者)を常時介護している人(介護者)に対し、手当を支給します。

対象

被介護者▼益城町に住所があり、基準日(平成28年10月1日)前1年間、次のいずれかに該当する人で、**常時介護を必要とする人**

- ① 介護保険制度の要介護3以上の人
- ② 身体障害者手帳1種1級所持者
- ③ 療育手帳A1所持者

介護者▼基準日(同日)現在、益城町に居住し、かつ住民基本台帳に記載されている人で、引き続き1年以上被介護者と同居し在宅介護している人

※被介護者が平成27年10月1日から平成28年9月30日までの1年間に、病院、施設等に90日を超える入院・入所・ショートステイ利用をしていた場合は、支給の対象外です。

申請期間：10月3日(月)～31日(月)

受付場所：いきいき長寿課(被介護者①の人)

福祉課(被介護者②③の人)

必要なもの…介護者と被介護者の印鑑(スタンプ式不可)、介護者の預貯金口座が分かるもの(通帳など)

※申請時、介護者に介護状況などの調査を行い、さらに後日、訪問調査を行う場合があります。

支給額：年額10万円

支給方法：調査および審査後、口座振込にて支給します。

※介護状況の調査および審査後、手当の支給を決定しますので、前回申請して手当を受給した人でも、今回該当しなければ却下となります。

☎ いきいき長寿課高齢者支援係 ☎ 286-3114

福祉課福祉係 ☎ 286-3115